

別表（第5条、第6条、第9条関係）

区 分				交付基準		確認書類	有効期間
身体障害者（※1）	視覚障害			4 級以上の者		身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害			3 級以上の者			
	平衡機能障害			5 級以上の者			
	肢体不自由	上肢		2 級以上の者			
		下肢		6 級以上の者			
		体幹		5 級以上の者			
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上の者			
			移動機能	6 級以上の者			
内部障害（免疫機能障害を含む）			4 級以上の者				
知的障害者				療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者		療育手帳	
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者		精神障害者保健福祉手帳	
難病患者				特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等				介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者		介護保険被保険者証	
上記の区分に準ずる者						次に掲げる全て ・「区分」に対応した確認書類（難病患者の場合は「登録者証（指定難病）」） ・医師の診断書又は医師若しくは療育機関等の意見書	
妊産婦（※2）				母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1 年までの者		母子健康手帳	母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年
けが人等				医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全て ・医師の診断書又は意見書 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	必要と認められる期間。ただし、5年を上限とする。 （期間が明らかでない場合は1年以内）

（※1）同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。

（※2）妊産婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。